平成２２年（フ）第１９０号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目28番地　県営アパート５―502
債務者　齋藤ヒサ子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１９７号
神奈川県横須賀市衣笠栄町２丁目15番地３　クリエイト衣笠310
債務者　名久井裕行
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２０８号
神奈川県横須賀市田浦泉町17番地
債務者　平本　邦武
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２０９号
神奈川県横須賀市田浦泉町17番地
債務者　平本　京子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２１９号
神奈川県横須賀市馬堀町４丁目３番16号
債務者　丹野　宏子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１８６９号
名古屋市千種区自由ケ丘２丁目10番17号　啓周ビル401号、住民票上の住所名古屋市熱田区千年１丁目５番５号
債務者　寺下　利男
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２００５号
名古屋市千種区今池１丁目14番11号　カーサ・ルッツ401号
債務者　相川裕次郎
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０５５号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1167番地７　パークサイドヴィラＥ　101号
債務者　上島　敏弘
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０５６号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1167番地７　パークサイドヴィラＥ　101号
債務者　上島　和美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４７５号
熊本市水前寺公園16番89号
債務者　河上　泰子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５５７号
熊本市新外４丁目５番14号
債務者　野原　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２２４５号
名古屋市瑞穂区田光町２丁目５番地　瑞穂スカイマンション401号
債務者　橋爪　克巳
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６８７号
名古屋市瑞穂区神前町２―26、住民票上の住所名古屋市瑞穂区田光町２丁目５番地　瑞穂スカイマンション401号
債務者　橋爪　政巳
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３１号
横浜市磯子区森４丁目12番９―402号
債務者　三森　麗羅
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８００号
神奈川県海老名市柏ケ谷629番地の８　三枝コーポ１―105号
債務者　綱島　涼太
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８５０号
横浜市都筑区牛久保１丁目14番15号　グランシャリオ都筑Ｂ―303
債務者　市川　夢美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部